

平成30年4月5日

公益財団法人日本レスリング協会 御中

## 調 査 報 告 書

公益財団法人日本レスリング協会 第三者委員会

委員長 有 田 知 徳

委 員 須 藤 修

委 員 政 木 道 夫

## 目 次

第1	調査の概要	1
1	第三者委員会設置の経緯	1
2	当委員会の目的	1
3	当委員会の構成	1
第2	調査手続の概要	2
1	調査実施期間	2
2	調査対象期間	2
3	実施した調査手続の概要	2
4	前提事項	2
5	制限事項	2
第3	当委員会による認定及び判断のプロセス並びに枠組	3
1	事実認定の対象たる事実の選定	3
2	事実認定の基本方針	4
3	パワーハラスメントにかかる判断枠組	6
4	協会組織の特色	8
5	パワーハラスメントへの該当性の判断基準	10
6	倫理規程の適用	11
第4	調査によって判明した前提たる基礎的な事実	11
1	協会及びその事業の概要	11
2	協会の役員構成とその運営実態	12
3	選手強化事業	12
4	競技会にかかる事業	16
第5	調査によって判明した事実とその評価	21
1	ロンドン体制に至るまでの時期	21
2	ロンドン体制下の出来事（平成20年9月から平成24年8月まで）	22
3	リオ体制下の出来事（平成24年8月から平成28年8月まで）	27
4	東京体制下の出来事（平成28年8月以降）	29
5	その他	31
第6	提言	31
1	パワーハラスメントにかかる行為者への処分について	31
2	パワーハラスメントの抑止に向けた取組の必要性	31
3	選手とコーチとの間におけるルール作りの必要性	32
4	女子選手，ナショナルチームのコーチの選考過程の公平・公正化及び透明化	33
5	協会の運営について	35
6	最後に	36

## 第1 調査の概要

### 1 第三者委員会設置の経緯

A弁護士（以下「A」という。）は、平成30年1月18日、内閣府公益認定等委員会に対し、公益財団法人日本レスリング協会（以下「協会」という。）の幹部らによるコーチ及び選手に対するパワーハラスメント等を告発し、同年2月には、週刊誌に、協会幹部がB（以下「B」という。）の練習環境を不当に妨害し、あるいは、当時男子フリースタイルのナショナルチーム（なお、「強化チーム」ということがある。）のコーチであったC（以下「C」という。）に対してBに指導をしないよう不当な圧力をかけたなどの記事が掲載されるなどした。

そのため、協会は、協会の倫理委員会による調査ではなく、より客観性及び信頼性の高い調査を行うため、平成30年3月9日、協会と利害関係のない弁護士による第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

### 2 当委員会の目的

当委員会が協会から委嘱を受けた調査事項は、①D常務理事（以下「D」という。）によるB及びCらに対するパワーハラスメントの有無及びそれに関連する事項につき調査を行うこと（評価を含む。）、及び、②何らかの問題が存在する場合、再発防止策を提言すること（ガバナンス上の問題の指摘及び同体制の改善強化を含む。）である（以下「本委嘱事項」という。）。

### 3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 有田 知徳（弁護士・元福岡高等検察庁検事長）

委員 須藤 修（弁護士）

委員 政木 道夫（弁護士・元検事・元裁判官）

また、当委員会は、下記の者を補助者として任命し、本調査の補佐をさせた。

弁護士 秋葉健志、同 野口徹晴（須藤綜合法律事務所）

弁護士 松尾宗太郎、同 深山美弥（シティューワ法律事務所）

## 第2 調査手続の概要

### 1 調査実施期間

平成30年3月9日から同年4月5日まで。

### 2 調査対象期間

平成20年8月に北京で開催されたオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。なお、開催地を冠して、例えば「東京オリンピック」という。）から平成30年3月8日まで。

### 3 実施した調査手続の概要

#### (1) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、協会役職員、コーチ（元コーチを含む。）、選手その他レスリング関係者合計19名（うち複数回行った者2名）に対してヒアリングを行った。

#### (2) 関係資料の確認・精査

当委員会は、協会、ヒアリング対象者等から提供された資料を確認し、その内容を精査した。具体的には、次のような資料を含む。

ア A作成の平成30年1月18日付け告発状（以下「本告発状」という。）

イ 問題の発覚から本調査に至るまでの協会作成文書等

ウ 協会作成の平成20年北京オリンピック、平成24年ロンドンオリンピック、平成28年リオデジャネイロオリンピック及び2020年東京オリンピックに向けた各強化体制について記載された書面

エ 協会の理事会議事録（平成16年4月13日から平成30年3月8日まで）

オ ライン・データ

カ 録音データ

### 4 前提事項

当委員会の調査は、上記第1、2の目的の範囲内で行うことを前提としており、本告発状記載事項すべてを対象とするものではない。

### 5 制限事項

本報告書は、与えられた時間及び条件の下において、可能な限り適切と考える調査及び検討を行った結果をまとめたものであるが、任意の調査であることの限界があり、今後の調査等において新たな事実等が判明した場合には、その結論等が変わる可能性がある。

### 第3 当委員会による認定及び判断のプロセス並びに枠組

#### 1 事実認定の対象たる事実の選定

- (1) 本委嘱事項においては、当委員会が調査・評価すべき事項につき、DによるB・Cらに対するパワーハラスメントの有無及びそれに関連する事項とされていることから、①パワーハラスメントの行為主体がDあるいはDに関連する者、②パワーハラスメントの相手方がB・Cあるいは同人らに関連する者、という形で限定されているものの、調査・評価の対象たる行為として如何なる範囲の事実を取り上げるべきかの限定がない。
- (2) そこで、当委員会においては、今回の調査の発端がA作成にかかる本告発状の提出にあったことを踏まえ、まず、当委員会が設置された直後である平成30年3月11日にAより本告発状の写しの提出を受けるとともに、その提出経緯及び内容の説明を受けた（なお、この説明で留意すべきは、本告発状に記載されたパワーハラスメント疑惑は、当初、Aにおいて、協会の登録選手である当時拓殖大学3年生であったEが味の素ナショナルトレーニングセンター（東京都北区西が丘所在。以下「NTC」という。）内レスリング練習場（以下「練習場」という。なお、我が国のレスリング界では、レスリング用マットを敷設した練習場を「道場」と呼称するが、以下では、この意味で「練習場」の語を用いる。）における強化合宿での練習中の事故により頸椎損傷したことに伴う補償問題につき相談を受けたことに端を発したとの事実である。）。
- (3) 本告発状の内容及びAの説明によると、本告発状の記載内容のうち、「1 協会現幹部らによる不公正な選手管理及び強化委員の恣意的選定」、「2 協会長による理事の恣意的選任」、「3 協会現幹部らによるパワーハラスメント」及び「6 協会現幹部らによる女子選手に対するセクシャルハラスメント」の4項目に記載された各事実が、本委嘱事項に合致すると認められたことから、当委員会は、これらの4項目を当委員会による事実認定の対象

たる事実として選定した。

- (4) なお、当委員会がその発足時に協会との間で本委嘱事項の内容につき協議した際、協会より、協会の現幹部らによる金銭の詐取・横領及び不明朗な会計処理が問題として挙げられているようだとの話があった。しかし、当委員会は、第1に、当委員会設置後1か月足らずの期間（2～3週間を目途に報告書を纏めてほしいというのが協会の強い要請であった。）で会計上の問題に調査範囲を広げたくて調査を完了することは不可能であること、第2に、金の流れにかかる調査を遂げ、その実態解明に及ぶためには、当委員会の陣容では無理であって、公認会計士を含む会計調査チームを組成する必要があること、第3に、それらの事項は、むしろ内閣府公益認定等委員会における審査事項と親和性が高いことを述べて、それらの問題は本委嘱事項には含めなかったという経緯がある。
- (5) また、当委員会においては、本告発状に記載のない事実についても、当委員会によるヒアリングの過程において、パワーハラスメントに関する事項として、その有無の判断を当委員会が示すべきと考えた事実については、当委員会による事実認定の対象たる事実として選定した。
- (6) 当委員会は、以上のようにして、当委員会が調査のうえ認定すべき論点ないし事実を選定し、もっぱら当該論点ないし事実を立証命題として、これを裏付ける事実・証拠の収集に全力を尽くした。

なお、こうした次第であるから、当委員会は、マスコミで五月雨的に取り上げられ世間の関心を集めたと覚しき事実については、その事実的裏付けにつき当委員会の調査範囲を拡大することは事実上不可能であることから、事実認定の対象外とした。

## 2 事実認定の基本方針

- (1) 本委嘱事項については、当該事実の存在を示すビデオその他の動画あるいは音声データなどの直接証拠（直接的にその事実の存在を示す証拠）は皆無であった（ヒアリング対象者のいずれからも、かかる直接証拠が提出されることはなかった。）。
- (2) そこで、当委員会としては、前述のとおり延べ21人（実数では19人）から延べ45時間にわたりヒアリングを実施し、そのヒアリング結果たる

各人の供述を総合的に検討して、検討対象たる事実を認定するという方法に依らざるをえなかった。そのため、ヒアリング対象者の供述が他の者によって影響されることのないように、細心の注意を払った。

まず、当委員会は、ヒアリングの実施にあたっては、協会幹部については協会事務局を窓口としてヒアリング日時等の調整をしたが、それ以外の者については、当委員会が独自に開拓したルートを経由してヒアリングの日時等を調整して決定するとともに、その前後を通じ、ヒアリングが行われたことが外部に漏れないよう細心の注意を払った。また、ヒアリングを実施する都度、対象者に対しては、ヒアリングに先立ち、ヒアリングを受けた事実の有無及びその内容が当委員会以外に漏れることは一切ないことを告げた。さらに、ヒアリングが終了した際には、ヒアリング対象者に対し、関係者等からヒアリング内容に対する質問を受けた場合を想定して、次のような指示をした。すなわち、当該質問にヒアリング対象者が回答しないことによる不利益が及ぶことがないように、調査の適正・中立性を守るために、当該ヒアリング内容を職場の上司といえども回答してはならないと当委員会より厳しく申し渡されている旨回答するように告知した。

以上のように、ヒアリング環境を整備・調整することによって、ヒアリング対象者の供述が他の者による影響を受けないようにした。

(3) また、当委員会によるヒアリングについては、2回2人の例外を除き、他のヒアリング対象者については、委員3名が必ず同席のうえ、まず主査が質問し、対象者からの回答を踏まえて、順次他の委員が質問をし、最後には自由に意見を述べる機会を与えるとの形式にて実施した。

(4) その上で、上記1記載の当委員会が選定した調査・認定対象たる論点・事実ごとに、当該論点・事実に対応するヒアリング対象者の供述を分類・整理した。

かくして、当委員会は、4名の補助者を加えて、個々の論点・事実ごとに、それぞれの供述内容の相互の合致点・矛盾点、他の客観的事実との整合性を検討し、さらに各供述の背景について議論を掘り下げるなどした。こうした検討・議論のプロセスにおいては、各委員・補助者の実務経験に基づき、裁判所における事実認定の実務で一般に行われている経験則及び採証法則に則り、各供述の評価を実施して、最も合理性が高いと認められる事実をそれ

ぞれ認定した。こうして当委員会が認定した事実が第5に記載したところである。

### 3 パワーハラスメントにかかる判断枠組

- (1) 本委嘱事項は「D常務理事によるB, Cらに対するパワーハラスメントの有無及びそれに関連する事項につき調査を行うこと(評価を含む。)」となっていることから、まず、パワーハラスメントという概念を明らかにする必要がある。ところで、パワーハラスメントという概念は、民事上の損害賠償請求を基礎づける不法行為(民法709条)ないし債務不履行(民法415条)を構成する概念を指すものとして用いられることがある。その内容は、民事訴訟にかかる裁判例の蓄積によって導かれる。しかしながら、当委員会が組織されるに至った経緯が、本告発状にかかるマスコミ報道を契機として、いわゆる「パワハラ疑惑」が世上取り沙汰されるに至ったことに起因していることに照らすと、本委嘱事項にいうパワーハラスメントとは、裁判例において認められるパワーハラスメント概念を基礎としつつも、それに限定されることなく、社会通念上認められる概念を指すものと解することが妥当である。とはいえ、社会通念といっても余りに漠然としている。そこで、本委嘱事項に関わる人々、すなわち、協会における選手強化体制に組み入れられている強化本部長、強化委員長、強化チーム、コーチや選手などによって構成される選手強化のための組織(以下「本組織」という。)で通用することが予定されている社会通念(これは、部分社会における社会通念に他ならない。)によって認められるパワーハラスメント概念を明らかにする必要がある。
- (2) こうした観点に基づいて、本委嘱事項におけるパワーハラスメント概念を考えるにあたっては、まず、厚生労働省の下で作成された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。)を参照すべきである。というのは、検討会報告書は、厚生労働省の下で「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」が平成24年に同円卓会議及びワーキング・グループにおける議論に基づいて策定した報告・提言をベースに、その後6年にわたる社会及び社会通念の変遷を取り込んで平成30年3月付けで公表されたものであることから、

検討会報告書におけるパワーハラスメントにかかる考え方は、現時点における社会及び社会通念を適切に反映しているものと考えられるためである。とはいえ、その内容を一見すると分かることであるが、検討会報告書は、あくまで「職場」を前提とするものである。したがって、本組織に対し、検討会報告書の考え方をそのまま当てはめることは必ずしも適当でない。

(3) 以下では、こうした若干の留保を前提として、検討会報告書における考え方を概観する。

検討会報告書では、「職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものである。」とした上、「職場のパワーハラスメントの概念」につき、「実効性のあるパワーハラスメントの予防等の対策」を進めるとの観点から、具体的な行為類型の整理を重視しているが、「職場のパワーハラスメント」と捉えるための要素として、以下の3つを挙げている。そして、それらの要素のいずれをも満たすものをもって、「職場のパワーハラスメント」と認定しようと整理した。その要素とは、

- ① 優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること
- ② 業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③ 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

の3要素である。

この3要素は、前述のとおり、検討会報告書が「職場」の存在を前提としていることに由来する。すなわち、「職場」の存在を前提として、その場において、業務上の指揮命令関係ないし職位上の上下関係が成立していること、あるいは少なくとも業務上の協力関係が成立している職場において業務上必要な知識・経験の優位性が認められることが必要とされる。しかも、そうした前提の下で、業務の「適正な範囲を超える」ことが必要とされている。

しかしながら、本件で問題とされる本組織においては、以下に検討するとおり、その組織の特性に応じて①の要素の内容を明らかにしたうえ、②の要素については、その組織に相応しい内容のパワーハラスメントにかかる基準を有していると考えられることから、本組織が採用するパワーハラスメ

ント基準によって、パワーハラスメントの有無を判断することが妥当と考  
える。

#### 4 協会組織の特色

(1) まず、本組織を包含する協会の組織の特色を概観する。

協会は、定款第3条の記載から明らかなように、「レスリングを発達させることにより、国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的」としたうえで、全日本レスリング選手権大会（以下「天皇杯」という。）及びその他の各種レスリング競技大会等の開催、オリンピック・世界レスリング選手権大会（以下「世界選手権」という。）、その他の各種国際レスリング競技大会における代表選手・役員の選任や、レスリングの普及・発展施策を行うものとされている（定款第4条）。そして、現実の活動においては、4年に1回開催されるオリンピックへ選手・役員を派遣し、レスリング競技においてメダルを獲得することを組織の最大の目標とし、もって国民の期待に応えとともに、国民意識の高揚を促すという役割を担い、かつ現に果たしている。

また、協会は、その制定にかかる競技者規程などの諸規程をもって、レスリング競技会、レスリング大会等に参加してレスリング競技を行う者や、監督、コーチなどの競技者に対して指導する立場にある者につき、登録制を採用し、協会あるいはその傘下の加盟団体（定款第38条）に登録していない者は、事実上、正規のレスリング競技大会では競技あるいは指導をしえない旨の規則を定めている。

そこで、オリンピックその他の競技大会を目指す選手やその指導を行う立場の者は、必ず協会に登録を行うことを要し、協会の定める各種規程の適用を受けるものとされる。したがって、登録選手や登録コーチは、協会の制定にかかる倫理規程の適用も受けることとされている。

ここで倫理規程をみると、同規程は、「本協会のすべての役職員（評議員、理事、監事、役員、職員）及び本協会登録者」（前文）は、「フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする」（第4条）と定め、その各号の行為の1つとし

て、「パワーハラスメント」が挙げられている。

(2)ところで、登録選手や登録コーチは、それぞれ所属する企業や官公庁あるいは大学その他の団体に所属し（これを協会では一般に「所属」と称している。）、所属先から給与等の支払を受けているのが通常であって、ごく一部のコーチが日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）から専任コーチとしての賃金又は謝金を受け取っているが、これは極めて例外的である。

とはいえ、協会が主催する天皇杯その他の国内大会や、協会において日本を代表する選手を選考するオリンピック、世界選手権その他の国際レスリング競技大会において選手として参加するためには、協会あるいはその傘下の加盟団体に登録することが不可欠である。

したがって、国内及び国外で現実に行われているレスリング競技の実施において、選手、コーチ、監督などから構成される人的組織は、オリンピックを目指す選手強化体制を頂点として階層構造をなす選手強化のための組織と位置付けられ、それらは、協会の視点からみれば、いずれも、協会の主たる事業の1つである選手強化事業のための組織と位置付けられるものに他ならない。そして、本組織は、オリンピックを目指す強化体制にかかる組織であるから、まさに、こうした組織の頂点に立つ選手強化組織に他ならない。

このような本組織その他の選手強化のための組織は、ボランティアの組織とはいうものの、それは事実上の運営主体たる協会から給与を支払われていないということを示すにとどまり、その実態は、協会に登録しないと正規のレスリング競技ができないという意味で、事実上強制加入団体というものである。

いずれにせよ、本組織は、強化本部長の下に設置される強化委員会が組成するコーチ組織によって、オリンピックに参加する選手を選考するための準備作業をするとともに、理事会で選考された選手を強化・育成するための組織に他ならない。

しかも、レスリングが1対1で対戦して勝敗を決する競技であるという特性からして、個人で強化を行うことには自ずから限界があり、コーチの指導のもと、適切なスパーリング相手を見つけることができなければ競技能力の向上が期待できない。そのため、オリンピックを目指す国内トップクラスの登録選手及び同選手を指導する登録コーチは、同様の立場の登録コーチ及び

登録選手が複数所属している団体に所属している。

また、レスリング競技自体は、プロ化されておらず、また、プロ選手も存在しないことから、一般的に競技能力が最も向上する大学卒業直後の時期に、生計を維持しながらレスリング競技を続けるためには、所属する団体の理解が必要不可欠である。

そのため、登録コーチ及び登録選手が、企業や官公庁あるいは大学（大学生である場合もあるが、大学卒業後に職員の身分を得てレスリングを続ける者も多い。）に所属している。

もっとも、所属する団体数は限られているのが現状であるため、高校時代もしくは大学時代の指導者や先輩選手に紹介されて所属先を決める場合が多く、レスリング競技を続けている間、事実上の上下関係が継続していると思われる。

## 5 パワーハラスメントへの該当性の判断基準

以上のような特色を有する協会において、オリンピックへの参加を目指す選手の強化体制を担う理事や本部長と、協会登録者たる選手及びコーチの間には、オリンピックその他の競技大会に参加する選手あるいはコーチとしての選任につき、協会の理事や強化本部長が優越的な地位を占めていることは明らかである。

また、検討会報告書における②の「業務の適正な範囲を超えて行われること」との要素については、倫理規程第4条によって、本組織の上記特色を反映して、「フェアプレーの精神」や「公平性及び公正性」の観点に立脚して「スポーツの価値を損なう不適切な行為」か否かをもって判断基準とすることが、とりわけ「パワーハラスメント」については明示されているところである。

こうしたことから、当委員会は、D及びDに関連する人のB・Cその他の者に対するパワーハラスメントが問題とされる行為につき、パワーハラスメントへの該当性を判断する際の基準は、「フェアプレーの精神」や「公平性及び公正性」の観点に立脚して、「スポーツの価値を損なう不適切な行為」であるか否かという基準をもって臨むべきと考える。

そして、この判断には、パワーハラスメントが相手の尊厳や人格を傷つけ

る許されない行為であることに鑑み、「敬意と思いやり」を考慮すべきである。

## 6 倫理規程の適用

なお、協会において倫理規程が施行されたのは平成25年4月1日のことであるが、前述のとおり、この倫理規程はレスリング競技の本質に根ざした価値観を確認的に具体化したものと解されるので、その適用を平成25年4月の施行以前に遡及させることには何ら支障がない。

## 第4 調査によって判明した前提たる基礎的な事実

### 1 協会及びその事業の概要

(1) 上記第3、4で触れたので、簡潔に触れる。

協会は、「日本におけるレスリングの統括団体」として位置付けられる。すなわち、協会は、その傘下に、日本社会人レスリング連盟、全日本学生レスリング連盟、全日本女子レスリング連盟などの連盟及び全国都道府県レスリング協会などを擁する公益財団法人である。

我が国において、協会及びその傘下の団体が主催する競技大会に選手あるいはコーチ等として参加するためには、協会制定の「競技者規程」の定めるところによって、競技者あるいは役員等（部長、監督、コーチ、審判員等をいう。）として登録することを要する。こうして登録をしている選手の数は、現時点で約1万人であり、登録をしているコーチ等の数は、現時点で1000名前後である。

(2) 協会の主な事業は、競技会にかかる事業と選手強化事業に大きく分かれている。

前者は、年に1回開催される天皇杯（例年12月に開催される。）及び明治乳業杯全日本選抜選手権大会（例年5月又は6月に開催される。以下「明治杯」という。）等の国内大会を主催するとともに、オリンピックなどの参加選手の選考・派遣を主とする事業である。

後者は、国内外におけるメダル獲得を目指し、国内及び海外で強化合宿をするものであり、少年少女の育成にも努めている。

## 2 協会の役員構成とその運営実態

- (1) 協会における現時点での業務執行については、F会長(以下「F」という。), G副会長兼専務理事(以下「G」という。), 7名の副会長(H1, H2, H3, H4, H5, H6, H7)のほか, 4名の常務理事(I(以下「I」という。), J(以下「J」という。), D, H8)によって構成される幹部会が事実上の最高意思決定機関である。

理事会は, 上記の幹部会構成メンバーのほか, 21名の理事によって構成されている。理事の選任方法は協会内規によって定められている。

- (2) 現時点における理事の選出は次の分類によっている。すなわち, 会長が指名する役職理事(7名), ブロック理事(7名。各ブロックから指名される。), 連盟理事(7名。傘下に8連盟あるが, 全日本マスターズレスリング連盟と日本格闘競技連盟については一人の理事が兼務する。), 委員会理事(全委員会から5名の理事候補者が専門委員長会議において選出される。), 学識経験者3名であり, 会長を含めて合計30名である。

学識経験者は, 企業代表が1名, 医科学委員会に所属しており, ドーピング関係に従事している者が1名, レスリング経験者であり, 現在は大学教授である者が1名である。

その他, 理事会には, 次期理事候補となる者を, 特定理事として参加させている。特定理事は, 発言権はあるが, 議決権はない。

監事は2名である。

## 3 選手強化事業

- (1) はじめに

協会は, 4年に一度開催されるオリンピックを最大かつ最終の目標と位置付け, 当該オリンピックにおけるメダルの獲得内容・数を指標とする結果を踏まえて, 次のオリンピックに向けた強化体制を組成するということを繰り返してきた。

上記第3, 4で触れたところであるが, 協会においては, オリンピックに向けた選手強化体制の構築とその運営が, オリンピックにおけるメダル獲得という目標を達成するうえで極めて重要な位置を占めることはいまでもない。そして, 本告発状記載の事実には, 主に, Dを強化本部長(時期によ

り、女子強化委員長)とし、Cを強化チームのコーチ、Bをオリンピックへ参加することとされた選手とする本組織において生じた事実が含まれている。

こうしたことから、以下では、協会における選手強化体制の構成・選定手続などについて事実関係を整理する。

## (2) 選手強化体制の構成

現在、2020年東京オリンピックに向けた強化体制が組成されているが、同体制では、強化責任者として、強化本部長（なお、強化本部長を補佐する者として強化本部長補佐という役職が存在する。）、強化副本部長というポストが設けられている。そして、その下に、「グレコローマンスタイル」、「男子フリースタイル」、「女子フリースタイル」という3スタイルが位置付けられ、各スタイルに、強化担当者として、強化委員長、ヘッドコーチ、コーチが配置されている。また、3スタイルとは別に、JOC派遣のコーチとして、ナショナルアシスタントコーチが配置されている。

各スタイルは、個別に、独立して、合宿や遠征などを組み込みながら年間の強化スケジュールを立案しており、互いに切磋琢磨しながら強化活動を行っている。

## (3) 選手強化体制の選定手続

選手強化体制は、オリンピックの結果を踏まえて、次のオリンピックに向けた強化体制が組成されるどころ、近時の運営では、まず、選手強化体制の最高責任者と位置付けられる専務理事と事務局との間で具体的なコーチの人選を行って原案が作成されている。この原案の作成にあたっては、前任の強化本部長や強化委員長の意見を徴することは余りなく、あくまでオリンピックにおけるメダルの獲得状況及びその獲得した内容やその獲得に貢献した人々の評価を、専務理事と事務局が他の人から個別に意見を徴したうえ、その獲得に貢献した所属における選手の状況なども参考に決定し、その決定内容を協会の幹部会が承認し、その後、理事会が承認するとのプロセスを経ることが多いとのことである。

## (4) 選手強化体制の変遷

平成20年北京オリンピック以降の強化体制の変遷は以下のとおりである。

#### ア 平成20年北京オリンピックに向けた強化体制

強化委員長，強化副本部長の下に，「グレコローマンスタイル」，「男子フリースタイル」，「女子フリースタイル」の3つのスタイルが位置付けられ，各スタイルに，強化担当者として，ヘッドコーチ，コーチが配置された。

具体的な強化体制の決定に関しては，平成16年11月18日開催の平成16年度第4回理事会において，専務理事のGから，アテネオリンピックでは，女子レスリングの活躍により6個のメダルを獲得し当面の目標は達成することができたこと，また，男子レスリングではヘルシンキオリンピック以来13大会連続メダルを獲得し，日本のレスリングの伝統を守ることができたとされ，これは強化委員長のIを中心に強化コーチが一丸となり，選手強化を図った成果であることが報告され，この後の対策としては，男子はソウルオリンピック後の16年間，金メダルから遠ざかっており，何としても北京オリンピックでは男女とも金メダルを獲得し，レスリング王国日本の復活を目指すには，引き続き，強化委員長にIを推薦したいとの提案があり，理事会で承認された。また，強化副委員長にJ，男子フリースタイルヘッドコーチにK（以下「K」という。），グレコローマンスタイルヘッドコーチにL（以下「L」という。），女子フリースタイルレスリングヘッドコーチにDの提案があり，理事からは異議が述べられず，理事会で承認された。

#### イ 平成24年ロンドンオリンピックに向けた強化体制

強化委員長，強化副委員長の下に，テクニカルディレクターとの役職が設けられ，その下に「グレコローマンスタイル」，「男子フリースタイル」，「女子フリースタイル」の3つのスタイルが位置付けられ，各スタイルに，強化担当者として，ヘッドコーチ，コーチが配置された。なお，「女子フリースタイル」だけは，責任者がヘッドコーチではなく強化委員長と呼称された。

具体的な強化体制の決定に関しては，以下のような経緯をたどった。すなわち，当初，平成20年9月9日開催の平成20年度第2回理事会で，強化委員長のIから，アテネ・北京オリンピックに向けた強化体制における強化委員会が検討した結果として，Kを強化委員長に推薦する旨の報告がなされ，Kも引き受ける意志がある旨の報告があり，各理事が意見を述べた。それに対して，議長であるFは，強化委員長を含めた役員人事については会長に一任願いたいとの要請をし，承認された。その後，平成20年11月12日開

催の平成20年度第3回理事会で、Fが、「これまでの強化委員長の運営については、委員長1名により、男女を取りまとめていたが、新体制としては、男子（フリー・グレコ）女子にそれぞれ委員長を置いて、2名体制として実施したい。新委員長には、男子はK、女子はDにお願いしたい。」「今後2名体制にしたことは、特に、男子レスリングはソウル五輪後においては、金メダルを獲得しておらず、2016年東京オリンピック招致に向けては、何としてもロンドン五輪で金メダルを獲得しなければならない。また、女子レスリングにおいても各国との実力は接近しているため、一層の努力が必要である。両委員長に今後の活躍を期待したい。」と説明した。以上の説明について、理事からは異議が述べられず、男子の強化委員長をK、女子の強化委員長をDとすることが理事会で承認された。

#### ウ 平成28年リオデジャネイロオリンピックに向けた強化体制

平成25年3月20日時点では、強化本部長、強化副本部長の下に、「グレコローマンスタイル」、「男子フリースタイル」、「女子フリースタイル」の3つのスタイルが位置付けられ、各スタイルに、強化担当者として、強化委員長、コーチが配置されていた。

具体的な強化体制の決定に関しては、平成25年3月20日開催の平成24年度第5回理事会において、Fが強化本部長等の選出に関して説明し、理事からは異議が述べられず、理事会で承認された。

もっとも、平成27年3月5日時点以降は、強化本部長の下に、「グレコローマンスタイル」、「男子フリースタイル」、「女子フリースタイル」の3つのスタイルが位置付けられ、各スタイルに、強化担当者として、強化委員長、コーチが配置されるという体制に変更となっている。

#### エ 2020年東京オリンピックに向けた強化体制

強化責任者として、強化本部長（なお、強化本部長を補佐する者として強化本部長補佐という役職が存在する。）、強化副本部長の下に、「グレコローマンスタイル」、「男子フリースタイル」、「女子フリースタイル」という3つのスタイルが位置付けられ、各スタイルに、強化担当者として、強化委員長、ヘッドコーチ、コーチが配置されている。また、3スタイルとは別に、JOC派遣のコーチとして、ナショナルアシスタントコーチが配置されている。

具体的な強化体制の決定に関しては、平成28年9月26日開催の平成2

8年度第2回理事会において、専務理事のGから、2020年に向けた強化体制として、新しく強化本部長補佐にM、強化副本部長にNに就任していただき、東京オリンピックを目指すとの説明があり、また、強化委員会（各コーチ）について資料が配付され、理事からは異議がなく、理事会で承認された。

(5) 選手強化体制における合宿の位置付け

協会に登録している選手は、大学、企業、官公庁などに所属して練習を行っているところ、協会が主催して、主要大会、特に国際大会での活躍を目指し、参加選手を選考したうえで国内及び海外での強化合宿が行われている。

このうち、女子フリースタイルの国内合宿（以下「女子合宿」という。なお、男子の国内合宿は「男子合宿」という。）は、NTCと櫻花レスリング道場（新潟県十日町市所在）で主に行われている。

なお、女子フリースタイルにおいては、オリンピック派遣選手を選考するにあたり、国内主要大会である天皇杯と明治杯の結果を重要視しているが、同2大会の勝者が異なる場合には、国内合宿を開催してオリンピック派遣選手を選考しているため、この点で、選手強化体制において合宿が重要な意義を有している。

(6) 選手強化体制における遠征の位置付け

協会は、オリンピックや世界選手権など国際大会に派遣する選手の選考を行い、同選手を遠征させている。

協会は、オリンピックを最大かつ最終の目標と位置付けているため、オリンピックへの遠征の結果如何により強化体制が変更されることとなり、重要な意味を持つ。

(7) JOCエリートアカデミーについて

選手強化事業の一事業として、JOCエリートアカデミー事業が存在する。

JOCエリートアカデミーは、平成20年4月からスタートし、協会が主催して、NTCを活用しながら、オリンピックを始め国際大会で活躍できるトップアスリートを育成し、その選手がスポーツを通じて将来にわたり日本代表として社会に貢献できる人材になることを企図している。

#### 4 競技会にかかる事業

## (1) 国内大会の主催

### ア 国内大会の概要

協会は、国内での主要なレスリング大会を主催している。代表的なものは、天皇杯、明治杯、国民体育大会レスリング競技会、内閣総理大臣杯全日本選手権大会、ジュニアクイーンズカップ選手権大会、JOC杯ジュニアオリンピックカップ大会／全日本ジュニア選手権大会、全国高等学校選抜大会等である。

### イ 国内大会の位置付け

このうち、天皇杯及び明治杯が2大大会であり、両大会の成績が、後記(2)イの国際大会に派遣する選手の選考において重要となる。

また、強化指定選手については、2年に一度見直しが行われ、直前の天皇杯の勝者、明治杯の選手を含めた上位選手12名前後が強化指定選手とされ、協会が主催する強化合宿等に参加することができる。

### ウ 階級制について

レスリングの階級は、平成29年10月現在、ジュニア／シニアの男子フリースタイル、男子グレコローマンスタイル及び女子について、それぞれ10階級に分かれている。他方、オリンピックでは、それぞれ6階級に分かれている。

ジュニア／シニアの女子では、50kg、53kg、55kg、57kg、59kg、62kg、65kg、68kg、72kg、76kg級の10階級であり、オリンピックでは、50kg、53kg、57kg、62kg、68kg、76kgの6階級である。

## (2) 国際大会への派遣

### ア 国際大会の概要－JOC派遣と協会派遣－

レスリングの国際大会には、オリンピック、世界選手権、アジア競技大会、東アジア競技大会、ユニバーシアード大会、ユースオリンピック競技大会、その他の国際大会がある。

このうち世界選手権については、協会が派遣する選手を選考し、協会の費用負担のもと、選手を派遣する。他方、オリンピック、アジア競技大会、東アジア競技大会、ユニバーシアード大会、ユースオリンピック競技大会については、協会が派遣する選手を選考するものの、JOCの費用負担のもと、

JOCが選手を派遣する。

アジア競技大会は4年に1度、夏期オリンピックの2年後に開催され、アジアにおけるオリンピックのような位置付けであり、格が高い大会とされている。

その他の国際大会としては、かつて世界レスリング連盟がアゼルバイジャン共和国の首都バクーで開催していたゴールデン・グランプリのような賞金大会もある。ゴールデン・グランプリは、優勝賞金1万ドルという高額賞金が出ることから、世界のトップ選手が出場し、大会のレベルが高いとされていた。

## イ 国際大会の選考基準

### (ア) 男子の場合

#### a オリンピック

オリンピックについては、直近の世界選手権でメダルを獲得している選手がいる場合には、当該選手がオリンピックの日本代表選手に決定されることが原則である。

もっとも、異なる取扱いがなされることがある。平成16年アテネオリンピックの代表選考においては、平成15年の天皇杯でフリースタイルの日本代表を3名決定し、その他の日本が出場枠を獲得した階級の代表選考においては、明治杯の勝者又はプレーオフの勝者を日本代表とする旨決定された（平成16年4月13日開催の平成16年第1回理事会）。

平成20年北京オリンピックの代表選考においては、①世界選手権（平成19年開催）でメダルを獲得した選手は内定するが、平成19年度天皇杯に出場しなければならない、②世界選手権で8位入賞の北京オリンピック資格を得た選手は、平成19年度天皇杯及び明治杯のいずれかに優勝した場合は内定とし、両大会とも優勝者が異なった場合は、その勝者と北京オリンピック資格を得た選手がプレーオフを行い勝者が決定する、③世界選手権で北京オリンピック資格を得られない階級については、平成19年度天皇杯の優勝者を第1回及び第2回の資格認定トーナメント大会に出場させ、同トーナメント大会で資格を得た選手は、平成19年度明治杯で優勝すれば内定とし、両大会とも優勝者が異なった場合は、その勝者と北京オリンピック資格を得た選手がプレーオフを行い、その勝者を代表に決定することとされた（平成

18年12月18日開催の平成18年度第4回理事会)。

平成24年ロンドンオリンピックの代表選考においては、平成23年開催の世界選手権、同年の天皇杯及び平成24年3月の選考会の成績を加えて日本代表選手を選考するが、世界選手権メダリストは平成23年の天皇杯又は平成24年3月の選考会のいずれかに優勝すれば代表に決定することとされた(平成22年12月23日開催の平成22年度第5回理事会)。

平成28年リオデジャネイロオリンピックの代表選考においては、平成27年開催の世界選手権でメダルを獲得した選手は同年の天皇杯に出場した時点で内定することとされた(平成26年12月23日開催の平成26年度第3回理事会)。

#### b 世界選手権

世界選手権については、原則として、選考直近の天皇杯及び明治杯のいずれも優勝した選手がいる場合には、その選手が日本代表選手に決定される。

他方、選考直近の天皇杯及び明治杯の優勝者が異なる場合には、天皇杯終了後に、代表決定戦(プレーオフ)を実施し、その勝者が日本代表選手に決定される。代表決定戦の開催日や選考方法については、専務理事や強化委員会で話し合って決定される。

#### (イ) 女子の場合

##### a オリンピック

直近の世界選手権でメダルを獲得している選手がいる場合には、当該選手がオリンピックの日本代表選手に決定されることが原則である。

もっとも、異なる取扱いがなされることがある。平成16年アテネオリンピックの代表選考においては、平成15年の天皇杯で日本代表を3名決定し、その他の日本が出場枠を獲得した階級の代表選考においては、明治杯の勝者又はプレーオフの勝者を日本代表とする旨決定された(平成16年4月13日開催の平成16年第1回理事会)。

平成20年北京オリンピックの代表選考においては、平成19年開催の世界選手権で金メダルを獲得した選手は内定とし、それ以外の資格者については、その後の国内予選会の結果を見たうえで候補者を内定して理事会の承認を受けることとされた(平成19年1月28日開催の平成18年度第5回理事会)。

平成24年ロンドンオリンピックの代表選考においては、平成23年開催の世界選手権で優勝した選手が、平成23年12月の天皇杯又は平成24年の明治杯のいずれかで優勝すれば代表とする方針とされた(平成22年12月23日開催の平成22年度第5回理事会)。

平成28年リオデジャネイロオリンピックの代表選考においては、平成27年開催の世界選手権でメダルを獲得した選手は同年の天皇杯に出場した時点で内定することとし、選考試合が異なった場合は、女子の強化委員会が日本代表選手を選考することとされた(平成26年12月23日開催の平成26年度第3回理事会)。

#### b 世界選手権

世界選手権に関しては、原則として、選考直近の天皇杯及び明治杯のいずれも優勝した選手がいる場合には、その選手が日本代表選手に決定される。

他方、選考直近の天皇杯及び明治杯の優勝者が異なる場合には、合宿での選手同士の試合や練習状況をもとに、女子の強化委員会が日本代表選手を決定している。

なお、平成18年開催の世界選手権に派遣する代表選手の選考については、選考直近の天皇杯及び明治杯の優勝者が異なる場合には、プレーオフにより代表選手を選考することとし、プレーオフは明治杯の終了後に実施することとされた(平成17年12月23日開催の平成17年度第4回理事会)。

平成29年開催の世界選手権に派遣する代表選手の選考については、プレーオフを行わず、強化合宿において、スパーリングの内容で女子強化委員会が選考することとされた(平成29年6月24日開催の平成29年度臨時理事会)。

#### c アジア競技大会など重要な国際大会

その他の国際大会のうち、アジア競技大会など重要な国際大会については、世界選手権と同様の基準によって日本代表選手が決定されることが多い。

もっとも、平成18年開催のアジア競技大会の代表選手選考では、大会が平成18年12月に実施されるため、選考日から日程が離れていることから、平成18年6月に中国で開催される世界選手権の成績結果を見て決定することとされた(平成17年12月23日開催の平成17年度第4回理事会)。

平成22年開催のアジア競技大会(及び平成22年開催の世界選手権)の

代表選手選考では、Dが、代表選手は平成21年の天皇杯及び平成22年の明治杯の勝者から選考するが、ただし、大会前の強化合宿に参加のできない選手については派遣できないとことを提案し、理事会による検討の結果、女子の出場選手については、女子強化委員会に一任することが承認された（平成22年5月3日開催の平成22年度第1回理事会）。

平成26年開催のアジア競技大会の代表選手選考では、平成26年5月の明治杯の結果により強化委員会が代表選手を推薦し、最終的な承認については役員会（会長、副会長、専務理事、常務理事）に一任することが承認された（平成26年6月10日開催の平成26年度第1回理事会）。

#### d その他の国際大会

その他の国際大会については、選手の調整や強化に利用されており、強化委員会が、直前の天皇杯の1位の選手に対して、当該大会への出場を希望するか否かを確認し、希望すれば当該選手を日本代表として派遣し、1位の選手が出場を希望しない場合には、下位の選手を日本代表選手として派遣することが多い。ただし、大会によっては、若手を育成する目的で、強化委員会が選考した若手の選手を日本代表として派遣することもある。

### 第5 調査によって判明した事実とその評価

以下においては、①ロンドンオリンピックに向けた強化体制（以下「ロンドン体制」という。）に至るまでの時期、②ロンドン体制の時期、③リオデジャネイロオリンピックに向けた強化体制（以下「リオ体制」という。）の時期、④東京オリンピックに向けた強化体制（以下「東京体制」という。）の時期に分けて検討する。

#### 1 ロンドン体制に至るまでの時期

Bは、Dの勧誘を受け、平成12年4月、中京女子大学附属高等学校（現在の至学館高等学校）に入学し、以後、Dからレスリングの指導を受けていた。Bは、中京女子大学（現在の至学館大学。以下、名称変更の前後を問わず「至学館」という。）に進学し、大学卒業後は総合警備保障株式会社（以下「アルソック」という。）名古屋支社に所属しながら、至学館で練習していた。

Bは、平成16年8月、アテネオリンピック63kg級で優勝し、平成20年8月、北京オリンピック63kg級でも優勝し、オリンピック二連覇を遂げた。なお、姉のO（以下「O」という。）は北京オリンピックでは銀メダルであった。

このように、オリンピック二連覇を達成したBは、北京オリンピックでの大いなる達成感があったため、大会終了直後の引退発言に続き、その11月に東京で開催された世界選手権に、FやDらの強い要請にもかかわらず、姉のOとともに、欠場した。

## 2 ロンドン体制下の出来事（平成20年9月から平成24年8月まで）

- (1) Bは、北京オリンピック後は直ぐにはレスリングを再開せず、平成21年4月には姉のOとともにカナダ・カルガリーに留学し、同地の大学で週2、3回の練習をしていた。Bは、このカルガリー留学の際に現地で体験したレスリングの練習において、それまでの勝つためのレスリングとは違い、レスリングの楽しさを実感するに至った。この留学は、結果的に、Bのレスリング観に大きな転換をもたらし、以降、Bは、ともかく楽しんでレスリングをするようになった。
- (2) Bは、平成21年12月ころに帰国したが、上記のレスリング観の転換などもあったことから、至学館には戻らず、NTCに宿泊しながら、NTCや陸上自衛隊朝霞駐屯地（以下「自衛隊」という。）の練習場を使わせてもらい、いわゆる出稽古をして練習し、同月21日から23日に開催された天皇杯63kg級で優勝した。
- (3) Bは、高校入学から至学館で練習してきたが、女子の中では自分がトップであったことから、同じ環境での伸びしろについて悩んでいたところ、出稽古で新しいコーチ等から刺激を受け、今後はいろいろな場所で練習をしたいなどと考え、練習拠点を東京に移すこととし、平成22年3月ころ、東京に引っ越した。

Bは、アルソックに練習場がなかったことから、自衛隊や早稲田大学、安部学院高校等の練習場を使わせてもらって出稽古をしていた。また、Bは、協会の強化指定選手に指名されたことから、女子合宿が行われる場合には女子合宿にも参加して練習していた。

(4) Bは、東京に引っ越した後、平成22年2月にNTCで行われた女子合宿に参加した。女子フリースタイルの強化委員長であったDは、朝の体操の後、朝食のため食堂へ移動する際にBをコーチ部屋に呼び、Bと向かい合ってソファに座ると、「よく俺の前でレスリングできるな。」などと言った。

Dのこの発言は、それまで高校・大学の7年間にわたってBを一貫して指導してきた監督という立場にあった者が、その指導を受け、Dをレスリングの師と仰いで尊敬の念を抱いていた選手に対して述べた言葉としては、余りに不用意な発言であり、Bが名古屋を離れた前後の状況（なお、Bは、O及び母と一緒にDに挨拶するため名古屋に赴いている。）に照らすと、長年にわたって眼を掛けてきた弟子が離れていったことに対する師の逆恨みにも似た狭量な心情の発露としか解されず、およそ敬意や思いやりのかけらもない不適切な発言である。したがって、この発言は、パワーハラスメントであると認める。

(5) 男子の強化委員長であったKは、平成22年4月ないし5月ころ、Bの兄であるP（以下「P」という。）から、Bが東京に練習拠点を移して出稽古をしていることを聞き、Bを男子合宿に連れて来るよう誘った。そのため、Bは、Pに連れられてNTCで行われた男子合宿に参加したが、男子合宿に参加することを女子強化委員会には伝えなかった。

Bは、男子合宿に刺激を受け、その後も男子合宿に参加するようになった。男子合宿では、男子フリースタイルのナショナルチームのコーチ（以下「男子コーチ」という。）らがBの練習をみるなどしていたが、中でもCがBの指導をするようになった。

Bは、その後も、女子合宿のほかに男子合宿にも参加し、それらの合間には、自衛隊で出稽古をするなどして練習していた。

(6) Bは、平成22年7月、長野県の菅平プリンスホテルで行われた男子合宿に参加した際に怪我をしたため、その後に新潟県十日町で行われる女子合宿に参加できなくなった。Dや女子ナショナルチームのコーチ（以下「女子コーチ」という。）は、このときの連絡により、Bが男子合宿に参加していたことを初めて知った。女子コーチの中には、Bが女子コーチに無断で男子合宿に参加したことや、男子合宿に参加しながら女子合宿に参加しないことについて批判する者もいた。

(7) Gは、平成22年春から夏ころ、NTCで行われた男子合宿が終了した際、NTCセンター長室にKを呼び出した。Kは、男子ナショナルチームの強化副委員長であったLと二人でセンター長室に行った。Gは、同室において、両名に対し、Bを男子合宿に参加させていることにつき「何とかしろ。」などと言い、両名の仕事は男子選手に金メダルを取らせることであるなどと言った。

強化委員会が男子グレコローマンスタイル、男子フリースタイルと女子フリースタイルに分かれ、それぞれが強化指定選手を指定して指導している以上、女子の強化指定選手が男子合宿に参加して男子コーチから指導を受けることは、1人の選手あるいは1人のコーチの一存でなしうることではない。受け容れる側の男子コーチはもちろん、本来的に指導を託された女子コーチの承諾も得たうえで上記のような指導を行うことが、良識に沿った進め方というべきである。また、一部の女子選手に男子合宿への参加を認めるか、男子コーチの指導を認めるかは、他の強化指定選手との関係等も考慮した上で協会が裁量的に決定すべきものと考えられる。

Gの上記発言は、同人が、協会の副会長兼専務理事の地位に基づき選手強化事業の統括責任者であり、その傘下の3スタイルの強化委員会の調整をすべき立場にあったことに鑑みると、パワーハラスメントがあったとまではいえない。ただし、その発言内容が明確に特定しえないので、それ以上の言及は避けるが、強化本部長が強化委員長らに対して調整を促す場合であっても、相手方の意見を聞くことなく一方的に指示命令するとなると、「敬意及び思いやり」という観点に照らし、不適切となる場合があることに思いを致すべきである。

(8) 協会は、平成22年5月の理事会で、同年11月に中国・広州で開催されるアジア競技大会及び同年9月にモスクワで開催される世界選手権大会の各代表選手につき、男子については、強化委員長のKの説明により、平成21年天皇杯と平成22年明治杯の優勝者（プレーオフを含む。）を当てることとした。一方、女子については、強化委員長のDより、代表選手は平成21年天皇杯と平成22年明治杯の勝者から選考する、ただし、大会前の強化合宿に参加のできない選手については、派遣できないとの説明があった。この説明に関し、理事会で議論がなされ、女子選手の出場選手については、女

子強化委員会に一任することとされた。

Bは、平成21年12月に開催された天皇杯63kg級と平成22年5月に開催された明治杯63kg級でいずれも優勝し、上記の選考基準となる2大会をいずれも優勝した。しかし、女子強化委員会は、平成21年天皇杯は準優勝、平成22年明治杯は準決勝で敗退したQ（至学館大学大学院所属。なお、同女は、平成21年9月世界選手権優勝、平成20年天皇杯優勝、同年10月世界女子選手権優勝であるが、Bは、これらの大会に、いずれも欠場している。）をアジア競技大会63kg級の代表に選考し、Bはアジア競技大会に出場できないこととなった。なお、平成22年9月に開催された世界選手権大会63kg級にはBが出場し優勝している。

この点、上記の成績を見る限り、Bに替えてQをアジア競技大会に出場させるべき事情は見当たらないというほかない。協会は、「今後に向けてチャンスを与えるため」と広報しており、ヒアリングにおいても一部の者から若手育成との理由でQを選抜したとの説明がなされたが、同大会の他階級の代表はR（48kg級）、S（以下「S」という。）（55kg級）、T（72kg級）で、いずれもBより年長者であることから説得的とはいいがたい。しかも、こうした経緯について、協会はBに対し十分な説明も行っておらず、Bにおいても納得感がない状況にある。このような協会による代表選手の選任行為は、それが定款第4条1項2号に定める協会の主要な事業の1つであるところ、前述のように、理事会における議論を経て最終的には強化委員会への一任が決議されたものの、その選考過程は不明確であり、「公平性及び公正性」が確保されておらず、しかも、本来選考基準を満たしている者に対する十分な説明を行っていないことに照らすと、かかる選任行為は、むしろBを選考から排斥する行為と解すべきであり、選考から外されたBに対するパワーハラスメントと認めざるをえない。

(9) 平成22年の世界選手権は同年9月にモスクワで開催され、Bは63kg級で優勝した。

Dは、当時女子フリースタイルの強化委員長であったが、同世界選手権の際、宿泊先であるモスクワのホテルのロビーで、Cに対し、「Bの指導をするな。」と言った。Cは、Dに対し、「自分からやめろとは言えない。」などと言った。

このDのCに対する発言は、CがBに対し指導を行っていたのは、男子の強化委員会を統括し指導する立場のKの了解を受けていたものであったこと、Cが男子フリースタイルのコーチであり、Dが強化委員長を務める女子フリースタイルのコーチではないことから、DとCの間には直接的に指示をし指示を受ける関係にはないものの、当時既にDは女子フリースタイルを統括する指導者としてアテネ・北京の両オリンピックでの実績を重ねた実力者であって男子チームに対しても事実上の影響力を持ち得る立場にあったことに照らすと、ナショナルチームの先輩コーチと後輩コーチの間における発言としては配慮に欠けたものであり、その発言はDの優位な立場を背景とした敬意と思いやりのない不適切なものであったと言わざるをえず、パワーハラスメントに該当するというべきである。

(10) Dは、平成22年11月、NTCで行われた男子合宿中に、Cをコーチ部屋に呼び出し、「お前、何回言っても分からないのか。Bの指導をするなと言ってるだろう。」などと言った。

これに対し、Cは、「何がいけないんですか。」などと言ってDの方に近づく姿勢を示したため、近くにいた者がCを後ろから抑えた。

Dの上記発言は、上記(9)と同様の理由で、Cに対するパワーハラスメントにあたるというべきである。ただし、Cの上記対応も、とても冷静な対応と言いきれず、この頃になると、Bに対する指導を巡って、当の本人を措いて、DとCとの関係が嫌悪な状況に陥っていたことは、多くのヒアリング対象者が供述するところである。したがって、DとCの関係は、既にパワーハラスメントを云々すべき域を超えて、単なる犬猿の仲の関係にある者同士の喧嘩に墮しているとも思われ、上記発言についても、上記(9)と同段で論じてよいものか否か躊躇を覚える。

(11) Gは、平成23年3月ころ、NTCセンター長室にK、L及びCを呼び、同室において、「Bのコーチをするな。おまえがBを見ていると女子のコーチが惨めだろ。おまえは女子のコーチじゃない。」などと言った。Cは、「合宿はともかく、普段の練習は関係ないんじゃないですか。」などと反論した。

Gの上記発言は、上記(7)と同様の理由で、パワーハラスメントがあったとまではいえない。

(12) Dが、「Bを外して至学館大学の別の選手をオリンピックに派遣したい。」

と言ったか否かについては、認めるに足る証拠は得られなかった。

- (13) 平成24年7月27日から同年8月12日まで開催されたロンドンオリンピックにおいて、Bは、レスリング女子63kg級で優勝し、オリンピック三連覇を遂げた。

ロンドンオリンピックでは、BのサポートメンバーとしてUが同行していたが、Uは、Bの試合当日に試合会場の練習場に入れなかった。オリンピックでは割り当てられるIDが少なく、サポートメンバーはIDを持っていないため、もともと試合会場の練習場に入ることはできない。R(48kg級)はBと同日に試合があったが、Rのサポートメンバーも試合会場の練習場には入っていない。

### 3 リオ体制下の出来事（平成24年8月から平成28年8月まで）

- (1) ロンドンオリンピック後に、次のリオデジャネイロオリンピックに向けての強化体制の変更が行われ、協会は、男子強化委員長兼男子フリースタイルのヘッドコーチであったKを外し、男子フリースタイル、男子グレコローマンスタイル、女子フリースタイルを統括する強化本部長を設置してGを当てたうえ、男子フリースタイルの強化委員長（ロンドン体制のヘッドコーチに相当する。）にもGを当てることとした。

この体制変更の際、Gは、Cを男子フリースタイルのコーチから外す案を示したが、IとJがCを残すよう主張し、Cはコーチとして残ることになった。

- (2) Gは、強化本部長兼男子フリースタイルの強化委員長に就任すると、①女子コーチ陣におけるBのみを特別扱いすることへの反発に配慮するとともに、②男子フリースタイルのコーチ陣は、合宿の際の練習時間につき、一丸となって男子選手のコーチに専心すべきとのチームリーダーたるGの方針の下に、Bは女子合宿に専念するものとし、男子合宿への参加は認めないこととした。Gは、このような方針をCに伝えた。Cは、Bに対し、GからBを男子の合宿に参加させないよう言われた旨伝えた。

そのため、Bは、男子合宿に参加することはなくなったが、男子合宿の終了後にCと練習することとし、男子合宿の練習が終わる夕方以降にNTCに来て、男子合宿の練習が終わった後、Cと二人で3時間程度の練習をするよ

うになった。

GがBの男子合宿への参加を認めないこととしたのは、上記の理由に基づくものである。こうした措置に対し、C及びBのいずれも特に異を唱えることなく、Bは、Gが決めた制約に従って、Cの指導の下で練習をした。

こうした次第であるから、Gの措置は、Bにとってはロンドン体制下とは違った大きな制約をもたらすことになったものの、ロンドン体制下におけるBに対する取扱がK強化委員長（当時）の練習などに対する考え方に基づいて実現したものであることに加え、3スタイルのチーム全体の和を考えると、それ自体として特に不合理な制約とはいえず、また、そうした措置の実施によって、3スタイルの各チームにおいて、とりたてて不協和音が聞こえたこともないことに照らしても、かかる措置は、パワーハラスメントとはいえない。

- (3) Cは、警視庁レスリングクラブのコーチであったことから、警視庁の練習場でBを練習させようと考え、同クラブの監督であるJらの許可を得た。こうして、Bは、ロンドンオリンピック後に、警視庁の練習場で練習するようになった。

Bは、女子合宿があるときは合宿に参加し、他方、女子合宿がないときは、警視庁の練習場で練習してCの指導を受けていた。また、男子合宿があるときはCが警視庁に来ないことから、合宿の練習後にNTCにおいてCの指導を受けるなどしていた。

- (4) 男子フリースタイルのコーチであったCとV（以下「V」という。）は、平成27年2月にNTCで行われた男女合同合宿の期間中、協会の指示により京都での育成コンソーシアム事業のため数日間京都に出かけた。二人が合宿所に戻ると、Dは、C一人に対し、合宿中に外出したことを叱責した上、次第にBの指導のことに話を移し、「目障りだ。出て行け。」などと罵倒した。Cは、選手等がいる前で行くように言われたことから、そのままNTCから帰ってしまった。

Dは、CとVが協会の指示で育成コンソーシアム事業の指導に行ったことは知らなかった。もともと育成コンソーシアム事業の指導に行くスケジュールが既に決まっている中で、合宿のスケジュールが急遽決まったため、Dにおいては、Cがナショナルチームのコーチとして最優先すべき合宿を軽視し

たものと誤解したと思われるが、当該合宿に参加した多勢のコーチや選手が見ている中で問答無用の態で一方向的に叱責したうえ、その叱責の程度が甚だしいこと、さらには、C一人を叱責してVには何も言わなかったことから、Dのこの言動は、パワーハラスメントにあたる。

(5) 平成27年の世界選手権は同年9月にラスベガスで開催され、Bは58kg級で優勝した。

この世界選手権において、DがCに「お前が調整をしていると女子コーチが何もしないと思われる。」と言ったか否かの点については、認めるに足る証拠は得られなかった。

(6) 平成28年8月5日から同月21日までリオデジャネイロオリンピックが開催された。

Bは、他の選手らとともにリオデジャネイロに向かうため集合した際、D、S及びWが別の飛行機のビジネスクラスで先にリオデジャネイロに行った旨聞き、自費でビジネスクラスに乗ったのだらうと理解した。Bは、Pから、プレミアムエコノミーにアップグレードすることを勧められ、自費でプレミアムエコノミーに変更した。

DがBに対しビジネスクラスへの変更につき事前に連絡したとは認められないが、S及びWと同行するため自費でアップグレードしたにすぎず、Bに対するパワーハラスメントとは認められない。しかし、Dは、強化本部長であり、オリンピックに派遣されたコーチ陣のリーダーであるから、立場に応じた配慮をすべきであったと考える。

(7) Bは、リオデジャネイロオリンピックにおいて、レスリング女子58kg級で優勝した。

#### 4 東京体制下の出来事（平成28年8月以降）

(1) Jは、警視庁レスリングクラブの監督の地位にあったが、少なくとも最近においては、練習の指導等をCに一任していた。しかしながら、同クラブ所属の男子選手からCの指導がBに傾きすぎるとの不满を耳にしたことを契機として、Jは、平成28年12月ころ、同クラブにおける指導をCに一任するのをやめ、Cを含む4人のコーチが分担して指導することとし、平成29年1月からコーチ4人による指導を始めた。

(2) しかし、Jは、間もなくして、コーチ4人による指導が想定した効果をあげないと判断し、平成29年1月ないし2月ころ、Bの所属先の監督であるX（以下「X」という。）に対し、電話で、今後は警視庁に練習に来てもらっては困る旨の話をした。Xは、Bに対し、Jからも警視庁には練習に来ないでほしいという話があった旨告げた。

その後、Bは、警視庁には練習に行かなくなった。

Jは、警視庁レスリングクラブの監督として、部外者であるBに対し、もっぱら好意で同レスリングクラブの練習場の使用を認めていたものであり、もとよりBが同クラブの練習場を当然に使用できるわけではない。警視庁は北京オリンピックから3大会にわたりオリンピック選手を出せなかったことから、Jは、レスリングクラブの監督として、その立直しを迫られる立場にある。そうした立直しの一環として、Jにおいて、リオデジャネイロオリンピックが終わったことを契機に、それまで好意として行っていたBへの協力に一区切りをつけることは、考えられる選択である。Jは、現に、こうした選択肢を選んだわけだが、これは同クラブの監督がその一存で決定できることであり、以下に述べるように、他に特段の事情を認定しえない以上、かかる選択を論難することはできない。

(3) 協会は、平成28年9月、東京オリンピックに向けた強化体制として、引き続きDを強化本部長とすることとした。この体制において、Cは、男子コーチから外れた。

ナショナルチームのコーチは、当然に再任されるものではなく、強化本部長以下がコーチ陣の全体のバランスや構成、選手との相性などを総合して適任と判断する者を選定するものである。そこには当然のことながら、チーム編成の常として、広い裁量が認められているのであるから、Cを男子コーチに選定しなかったことをもって、Dによるパワーハラスメントであるとはいえない。

(4) Jは、平成29年6月ころ、Cを警視庁レスリングクラブのコーチから外すこととし、Cにその旨話した。Cは、同年8月ころ、人事異動で所属が変わり、コーチから外れた。

Jは、上記(2)記載のとおり立場にあり、Cをコーチから外すことも監督としての裁量の範囲内である。

- (5) Jが警視庁のレスリングクラブのコーチからCを外したこと及びXに上記(2)記載の話をしたことにつき、Dと事前の打合せがあったことを窺わせるような事情は証拠上認められなかった。

## 5 その他

本告発状には、上記の他にも幾つかの事実摘示があるが、そうした事実を体験したとされている本人が、ヒアリングに際して当該事実には言及せず、あるいは否定したことを主たる要因として、それらの事実を認めるに足る証拠は得られなかった。

## 第6 提言

当委員会は、第4及び第5に記載した各事実を踏まえ、第5で指摘したようなパワーハラスメントが協会内で再び生ずることがないように、協会において、以下に述べるような再発防止策を講じ、もって、協会が健全に発展するとともに、協会が目指すレスリング競技の我が国における普及と展開がつつがなく進むことを祈念するものである。

### 1 パワーハラスメントにかかる行為者への処分について

第5で述べたように、DのB及びCに対する行為については、Dが理事であることに鑑み、倫理規程第4条1号に該当するものと解される。

したがって、Dについて倫理規程違反が認められることから、協会は、同規程第11条に基づき適切な処分を検討すべきと考える。

### 2 パワーハラスメントの抑止に向けた取組の必要性

#### (1) 現状の認識

協会では、現時点において、公益通報者保護規程を有しており、公益通報窓口が協会の事務局に置かれているが、同規程の適用は、協会の職員ほか協会の就業規則が適用される者等に限定されており、登録選手や登録役員（コーチ）には適用がされない。

#### (2) 新たな取組について

ア 以上のような公益通報制度の下では、本件のような、パワーハラスメント

が選手とコーチとの間、あるいは理事とコーチの間において行われた場合などに公益通報制度を利用しえないので、公益通報者保護規程を改正し、かかる制限を撤廃して、登録選手及び登録役員（コーチ）がいずれも公益通報制度を利用できるようにすべきである。

イ 以上の措置と併行して、協会においては、倫理規程が登録選手及び登録役員（理事・コーチ等）に対し適用があることを同規程の適用者に対して周知徹底すべきである。

ウ 上記イの周知徹底の方法としては、倫理規程が存在するものの全く形骸化していることに鑑み、まず会長から倫理規程の適用者全員に対し、然るべきメッセージを発するとともに、倫理規程の所轄部署である倫理委員会において、倫理規程の適用者全員に対し、倫理規程にかかる研修を徹底させるとともに、倫理規程が十分に周知徹底されているか否かの監督活動をさせるべきである。

### 3 選手とコーチとの間におけるルール作りの必要性

本件においては、Bの男子合宿への参加や女子合宿終了後かつ男子合宿終了後にCのコーチを受けることについて、ナショナルチーム全体でのコンセンサスが形成されていなかったことから、Bに対する特別扱いは認めないとか、強化本部長あるいは強化委員長などの指示に従わないことにより不利益な取扱がなされるなどの事態が生じた。

こうした事態においては、それぞれの関係者間で、ナショナルチーム全体の和と、他の選手に比しより高いレベルの指導を求める個人との軋轢と葛藤と相克が見られた。

ここで、こうした事態が発生した原因につき考えを巡らせると、結局のところ、選手の強化体制を巡って、関係者より意見徴収し、あるいは関係者間で十分なコミュニケーションをとったうえで、できるだけ多くの者が納得するようなルール作りがなされず、どちらかという立場当り的な対応が上から一方的になされたことによって、関係者間での混乱が拡大するとともに、不満と不安が増幅したことに起因していると考えられる。

したがって、今後の再発防止策としては、ナショナルチームにおける選手の指導方法や、集団的な指導体制の中では十分に個性を伸ばせない選手への

対策などにつき、きめ細やかで、かつ柔軟なルールを作ることが望まれる。そして、こうしたルール作りにあたっては、関係者間で十分なコミュニケーションをとり、多くの関係者の意見を集約し、できるだけ多くの者が納得感を持つことができるような手順を踏むことが必要である。

#### 4 女子選手、ナショナルチームのコーチの選考過程の公平・公正化及び透明化

##### (1) 女子選手の選考過程

ア 世界選手権等の選考基準について、男子では、前年12月の天皇杯と世界選手権が開催される年の明治杯をいずれも優勝すればその優勝者が選出され、優勝者が異なる場合は、明治杯の決勝戦後にプレーオフを行って勝者が選出されるが、女子については、両大会をいずれも優勝すれば優勝者が選出されるのは同じであるものの、優勝者が異なる場合は、その場でのプレーオフは行わず、後日、強化合宿での様子を見て強化委員長とコーチが決定している。強化合宿では、両者で試合をして優劣を判断するとされているが、観客も審判もない練習試合であり、体重も厳密ではなく2kg超過までは認められることが多い。また、強化委員会は当該選手を選出した理由を発表しないため、代表選出の理由が分かりにくいことは否めない。

以上のように、男子は、優勝者が異なった場合はプレーオフで決めることから基準が明確で公平であるが、これに対し、女子の強化合宿で様子を見て代表を決めるという方法は、公正性・公平性が担保できているとはいえない。

イ 女子がこのような方法を採用するのは、プレーオフで決めるという選考基準は分かりやすいかもしれないが、実力のある選手が大会当日に体調を崩して試合に出なければ代表に選出されないことになるため、本当に強い選手が選出されるとは限らず、例えば、BやSがインフルエンザにかかって試合を欠場すれば、BやSであっても代表に選出されないことになってしまうためであるという。女子の場合は、競技の歴史が短く、選手層が男子ほど厚くないため実力差があり、十分な実力がない選手がたまたま優勝してしまうこともあるので、強化合宿で実力を判断することが必要であるとのことである。

ウ しかしながら、平成22年11月のアジア競技大会にBが出場できなかった

たことに顕著に示された不公平な選抜方法は、選考から外された選手のモチベーションを著しく削ぐことにもなる。試合に出場してよい成績をおさめることが選手の究極の目標であるのだから、さまざまな思惑があるとしても、万人に納得感のある、明瞭な方法であることに大きな意味があるというべきであり、より透明性を確保すべく、この点の改善を図るべきである。

エ また、通常要求される国際大会への派遣要件を満たしているにもかかわらず、代表選手に選考されなかった選手に対しては、所属の指導者等の立ち会いの下、当該選手に対する十分な説明の機会を設けることも検討すべきである。

## (2) ナショナルチームのコーチの選考過程

ア 選手強化体制は、オリンピックの結果を踏まえて、次のオリンピックに向けた強化体制が組成されるどころ、近時の運営では、選手強化体制の最高責任者と位置付けられる専務理事と事務局との間で具体的なコーチの人選を行って原案が作成されているケースがあった。こうした原案の作成にあたっては、前任の強化本部長や強化委員長の意見が徴された形跡は認められなかった。むしろ、あくまでオリンピックにおけるメダルの獲得状況及びその獲得した内容やその獲得に貢献した人々の評価を、専務理事を中心に、ごく少数の人がオープンではない状況の下で、有力な人から個別に意見を徴したうえ、その獲得に貢献した所属における選手の状況なども参考に決定されていることが多いようである。そのため、当委員会において、多くの関係者に対し、原案の作成プロセスなどについて質問したが、明確な回答は1つもなかった。また、その後決定された原案の内容を協会の幹部会が承認し、さらに、理事会が承認するとのプロセスを経ているが、理事会において反対意見が述べられることは、理事会の議事録を見る限り、ほとんどない。

イ 以上のように、いわば無風状態で選手強化体制が決定されているが、その結果について大きな変更がなされることがある。例えば、平成28年リオ体制においては、ロンドンオリンピックで目標とされた男子が金メダルを獲得したにもかかわらず、男子の強化委員長であったKが外れ、強化本部長兼男子フリースタイル強化委員長としてGが就任しており、また、当初、Cをナショナルチームのコーチから外す動きがあった。こうした動きをも踏まえると、上記のような選手強化体制のプロセスの下では、人選につき恣意性が

働きやすいといえる。

ウ しかも、4年に1回というオリンピックサイクルで強化委員会の構成が変わっているものの、選手強化体制の上層部に変更がない。せつかく4年に1回の変更サイクルができているのだから、上層部から大幅に入れ替えるべきである。上層部に入れ替えが少ないと、自ずと隠然たる力が醸成される温床となる。

エ さらに、現在のナショナルチームのコーチの選定に際しては、所属のコーチがそのままナショナルチームのコーチにシフトする体制がとられている状況の下で、ナショナルチームのコーチ陣の交替にあたっては、所属や出身大学の意向が反映されているようであり、そうすると、選手の選考過程において、所属や出身大学における繋がりが重視されて、選考過程の不透明さが助長されることになっている。

そのため、ナショナルチームのコーチの選考にあたっては、万人に納得感のある、明瞭な方法であることに大きな意味があるというべきであり、より透明性を確保すべく、この点の改善を図るべきである。

(3) いずれにせよ、代表選手やナショナルチームのコーチの選考過程を透明化するため、レスリング関係者でない第三者競技者を選考委員会に加え、そうした第三者による監視の下で選考過程を行えば「公平性及び公正性」が担保されると考える。こうした考え方に対しては、レスリングを知らない者が選考過程に関与しても監視の実効性が上がるはずないとの反論がありうる。しかしながら、取締役会における社外取締役によるモニタリング制度をみれば明らかなように、社外取締役は、そうした選考の中味をチェックするのではなく、あくまでプロセスの合理性をチェックすることによってモニタリングの実を上げていることに照らせば、かかる形での第三者の関与には何の問題もないというべきである。

## 5 協会の運営について

現在の協会の理事は、学識経験者が3名いるものの、レスリングに長期間関わってきた「レスリング関係者」がほとんどである。そのため、理事会議事録を見る限り、執行部の提案内容や、強化委員会の検討結果について、理事会で理事から意見が述べられることがないまま承認されることがほとんど

どである。そこで、組織を活性化させるためには、協会の運営に関与する理事、監事等の役員について、外部から、レスリングとは異なる分野の有識者の数を増員し、理事会を含む協会での議論を活発化させることが望ましい。

また、理事の任期についても、一般に、余りにも長期間にわたることは弊害もあることから、一定の限度を設けることも検討されるべきである。

特に、選手及びコーチの選考過程に携わる上層部が長年にわたって変わらないため、コーチの交替人事に際し、新しい考え方のコーチが入る余地が少なく、コーチの交替が必ずしも中堅層の底上げをすところとなっていないようにも思われる。

## 6 最後に

当委員会の委員は、いずれも、これまでの人生において、レスリングという競技とは何の縁もゆかりもない生活を送ってきた。レスリングについては、全くのズブの素人である。しかし、当委員会における活動を通じ、レスリングに関わる競技者、コーチ、監督など多くのレスリング関係者からのヒアリングを重ねるうちに、次のような思いを抱くに至った。すなわち、レスリングは対人競技であり、しかも柔道や相撲などと異なり、競技相手との対戦において、柔道着や廻しのような相手を掴まえるもの（手段）がない。強いて言えば、レスリングにおいて互いに掴み合っているのは、互いの魂であり、まさに人格と人格がぶつかり合っているのである。そうした場においては、互いに、相手に対し、「敬意と思いやり」を抱いてこそ初めて競技が成立するのだと思う。そうしたレスリング競技における崇高さ、潔さが見る人に感動を与えるのである。そして、そうであるからこそ、第3で引用した倫理規程は、レスリング競技に関わる人々に向けて、あえて、「フェアプレーの精神」や「公平性及び公正性」という概念を引き、こうした魂を掴み合い、人格と人格をぶつけ合うレスリングという「スポーツの価値を損なう」ことのないように戒めているのである。そうであるとする、この倫理規程の下で、レスリング競技に関わる人々が常に心すべきは、相手に対する「敬意と思いやり」であることは論を俟たない。

そこで、振り返って本件をみると、いろいろな人が自分の思惑の下に行動し、互いに軋轢を生じさせている。どれ一つをとって見ても、小さい、せせ

こましいというのが正直な感想である。一人ひとりがレスリング競技の原点に立ち戻り、「敬意と思いやり」の心を取り戻してもらいたい。競技において勝つことが重要であることはいうまでもない。しかし、昨今、余りに勝つことにのみ眼を奪われ、勝つことのその先にあるものが見失われているように思う。

協会がレスリング競技の原点に回帰し、メダルの数によって国民からの賞賛を得るだけでなく、これまで以上に、レスリング競技そのものへの感動と感激を伝えることによって、国民からの信頼を獲ち得ることを切に望む次第である。

以上